

健康診断

あなたと同じ

建物も



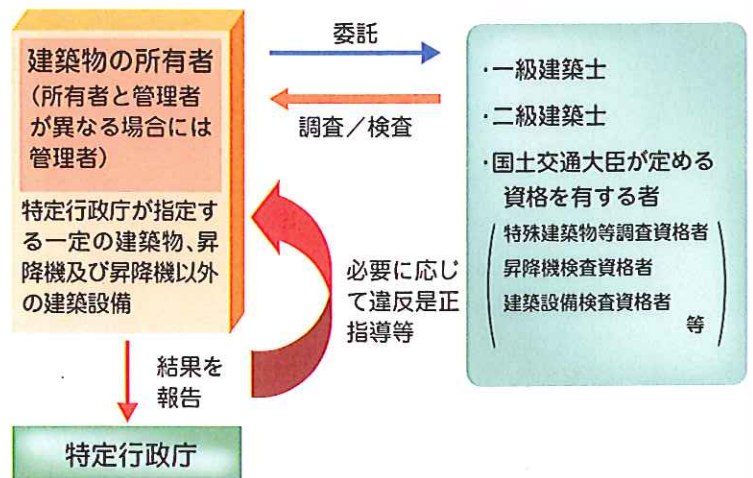
建物の維持保全を適正に実施することは、思わぬ事故を防いだり、地震や火災等の災害時の被害を軽減したり、建築物の寿命を長持ちさせることにつながります。省エネルギー、地球資源の問題からも今後大変重要な事項です。

建築基準法に基づく定期報告制度の概要

建築物の所有者・管理者・占有者はその建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努めなければなりません。特に多数の者が利用するような用途及び規模の建築物等については、一旦事故が発生すると大事故に発展するおそれがあることから、より一層の安全性の確保を図る必要があります。

このため、特定行政庁が一定の建築物、昇降機及び換気・排煙設備等の建築設備を指定し、これらの建築物については所有者・管理者に委ねるだけでなく、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁へ報告することを義務付けています（建築基準法第12条第1項及び第3項）。

また、定期報告をすべきであるのにしなかったり、虚偽の報告を行った場合は、罰則の対象（百万円以下の罰金）となります（建築基準法第101条第1項第2号）。



特殊建築物等の調査報告、建築設備、昇降機等の検査報告は定期的に行いましょう。

多くの犠牲者を出した建物事故のほとんどは、定期報告が行われていないなど維持管理が不適切でした。
維持保全を適切に行わない所有者・管理者は罰せられることがあります。

特殊建築物等の定期調査報告

火事の時 安全に避難できますか

廊下、階段、バルコニー等に物を置いたり、防火シャッターの下や防火戸のまわりに物を置いたりすると、火が発生したときに、防火戸などが閉まらなかったり、火災による被害を大きくする原因となります。日頃から注意・点検をしましょう。



特殊建築物等 定期調査報告マーク

特殊建築物等調査資格者等に相談しましょう。



日頃から注意、点検を

建物の維持保全を適正に実施することは、思わぬ事故を防いだり、地震や火災等の災害時の被害を軽減したり、建築物の寿命を長持ちさせることにつながります。省エネルギー、地球資源の問題からも今後大変重要な事項です。

建物の外壁は安全ですか

外壁は、年数が経過すると老朽化し、ひび割れや浮き上がり、腐食等が発生します。そのまま放置すると外壁の落下により思わぬ事故が発生し社会的な責任も問われる場合があります。日頃から点検、診断し、異常が認められたときは早急に補修・改修をしましょう。

老朽化等が進んでいない建物でも、地震により外壁が落下して思わぬ事故を起こすことがあります。地震に対する外壁の安全性についても別途診断評価をしましょう。

特殊建築物等調査資格者及び建築仕上診断技術者（ビルディングドクター）等の専門家に相談しましょう。また、「外壁の地震に対する安全性の評価方法」で安全性をチェックしましょう。



多数の人々が利用する建物のうち、特定行政庁が指定した建築物、昇降機及び昇降機以外の建築設備は、定期的にその状況を専門家に調査・検査させて、その結果を決められた報告様式により特定行政庁に報告することが義務づけられています。（建築基準法第12条：定期調査・検査報告）
（建築基準法施行規則第5条：建築物の定期報告、第6条：建築設備等の定期報告）

平成20年4月1日施行の定期報告制度

見直されたポイント

①特殊建築物等

これまで

●外装タイル等の劣化・損傷

手の届く範囲を打診、その他を目視で調査し、異常があれば「精密調査を要する」として建築物の所有者等に注意喚起

平成20年4月1日以降

【竣工等から10年が経過した場合】

全面打診等により調査

【その他の場合】

手の届く範囲を打診、その他を目視で調査し、異常があれば、全面打診等により調査

※全面打診等は歩行者に危害を与えるおそれがある部分に限る

※乾式工法の外装タイル等は目視調査のみ

●吹付けアスベスト等

施工の有無、飛散防止対策の有無、劣化損傷状況を調査

左に加え、吹付けアスベストが施工され、かつ飛散防止対策がされていない場合は、当該アスベストの劣化損傷状況を調査

●建築設備・防火設備

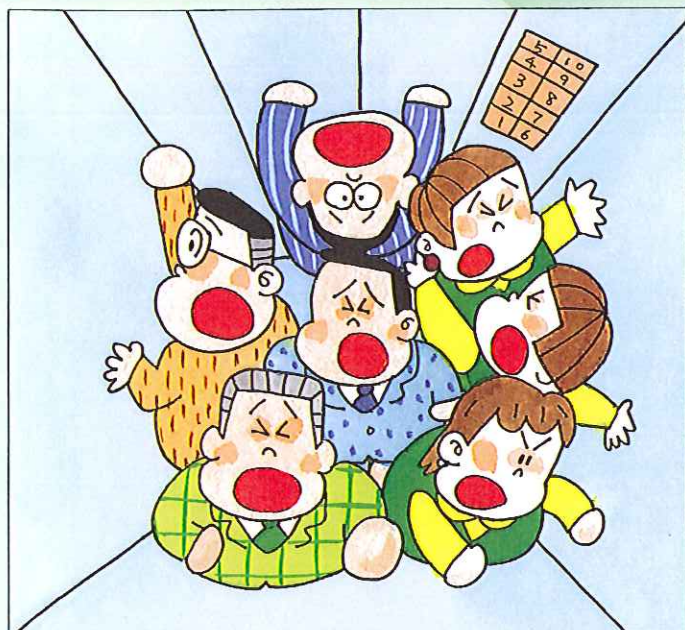
設備の有無及び定期的な点検の実施の有無を調査

左に加え、定期的な点検が実施されていない場合は、作動状況を調査

調査結果の報告の際に、配置図及び各階平面図を添付



昇降機等の定期検査報告



エレベーター、エスカレーター等は安全ですか

日常の維持保全を怠ると、エレベーターの中に閉じ込められるなどの思わぬ事故が発生します。日常の点検と定期検査を実施し検査報告済証を掲示しましょう。



昇降機等 定期検査報告マーク
昇降機検査資格者に相談しましょう。

建物の所有者・管理者は、建物をいつも適法な状態に維持するよう努めなければならないこととされています。

多数の人々が利用する建物の所有者などは、建物の敷地、構造及び設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建物の維持保全に関する計画を作成し、適切な措置を講じなければならないことが定められています。(建築基準法第8条:維持保全計画の作成)

エレベーター安全装置設置済マーク(安全マーク)表示制度

エレベーターにつきましては、建築基準法施行令の改正により、平成21年9月28日以降に新設するエレベーターには戸開走行保護装置、地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。しかしながら、それ以前は設置が義務付けられていないため、より一層の安全性確保の観点から、既設エレベーターへの普及促進を図るとともに、利用する方々にこれらの装置が設置済であることを示すマークを表示する制度です。

詳細は、一般社団法人建築性能基準推進協会へお問い合わせください。(ホームページ <http://www.seinokyo.jp>)



戸開走行保護装置設置済マーク

戸開走行保護装置とは、駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合に、自動的にかごを制止し、人の挟まれることを防止します。



地震時管制運転装置設置済マーク

地震時管制運転装置設置とは、地震発生初期の微振動(P波)を感知し、本震(S波)が到達する前に最寄り階に自動運転することにより、人がかご内へ閉じ込められることを防止します。

平成20年4月1日施行の定期報告制度

見直されたポイント

②遊戯施設



これまで

●車輪軸等のき裂
1年に1回、
探傷試験により検査

平成20年4月1日以降

目視で検査するとともに、探傷試験を次のとおり実施
●人力走行のものは5年に1回
●定常走行速度が40km/h未満のものは3年に1回
●それ以外は1年に1回
●その他目視により検査して異常があった場合

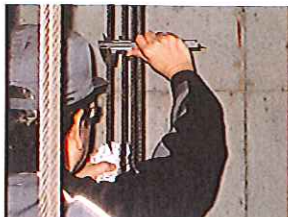
検査結果の報告の際に、車輪軸等の探傷試験の結果を添付

③ 昇降機

これまで

●ブレーキパッドの摩耗

目視により検査(不適合の判定基準は摩耗がはなはだしく制動力の維持が困難な場合)



●主索の損傷

目視によりJISの基準を満たしていることを検査(満たしていなければ不適合)

平成20年4月1日以降

摩耗の程度を測定し検査結果表に測定値を明記(測定値により結果の判定を行う場合)するとともに、結果の判定基準を明確化

目視により一定の基準(おおむねJISの基準を告示に規定することにより判定基準の法令上の位置づけを明確化)を満たしていることを検査

検査結果の報告の際に、主索(最も摩損したもの)、ブレーキパッドの状況がわかる写真を添付

建築設備の定期検査報告



建築設備は安全ですか

換気設備、排煙設備、非常用照明、給排水設備等の事故防止のため日頃の点検と定期検査を実施し検査報告済証を掲示しましょう。



建築設備 定期検査報告マーク

建築設備検査資格者及び建築設備診断技術者(ビルディングドクター)に相談しましょう。

平成20年4月1日施行の定期報告制度 見直されたポイント

ここに記載している内容については、特定行政庁により異なる場合がありますので、詳しくは、特定行政庁へお問い合わせ下さい。

④ 建築設備



これまで

重要項目以外は抽出検査(数回で検査対象全数を一巡するよう留意)

平成20年4月1日以降

原則として全数検査とするが、国土交通大臣が定める項目(換気量測定、排煙風量測定など)については、1年から3年までの間隔において特定行政庁が定める時期に報告を行う(1/3の抽出等)。

検査結果の報告の際に、次のものを添付

- 換気設備→換気状況評価表と換気風量測定表
- 排煙設備→排煙風量測定記録表
- 非常用の照明装置→照度測定表

地震に備えて

耐震改修促進法が改正されました！ (平成25年11月25日施行)

法改正のポイント

- I. 建築物の耐震化促進のための規制強化
- II. 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(耐震改修促進法)は地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成7年12月に施行後、平成18年に改正され、国の基本方針の策定、地方公共団体による耐震改修促進計画の策定、建築物の所有者等に対する指導の強化などが図られてきました。

建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付けなど、耐震化促進のための規制を強化するとともに、耐震改修計画の認定基準の緩和など建築物の耐震化の円滑な促進を図るため、耐震改修促進法が平成25年11月25日に改正されました。

次の地震が起こる前に
なんとかして
おこなっちゃね。



I. 建築物の耐震化促進のための規制強化

① 不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断及び結果の報告の義務付け

不特定かつ多数のものを利用する建築物や避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物、一定量以上の危険物を扱う建築物で旧耐震基準によるもの(要緊急安全確認大規模建築物)は耐震診断を行い、平成27年12月31日までに結果を所管行政庁に報告することが義務付けられ、所管行政庁はこれらの耐震診断結果を公表することとされました。

② 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震診断及び結果の報告の義務付け

地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物のうち、一定以上の高さのもので旧耐震基準によるものは、耐震診断を行い、地方公共団体が定めた期限までに耐震診断結果の報告をすることが義務付けられ、所管行政庁はこれらの耐震診断結果を公表することとされました。

③ 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の耐震診断及び結果の報告の義務付け

大規模な地震が発生した場合において公益上必要となる建築物(防災拠点建築物)で旧耐震基準によるものは、耐震診断を行い、地方公共団体が定めた期限までに耐震診断結果の報告をすることが義務付けられ、所管行政庁はこれらの耐震診断結果を公表することとされました。

④ 耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象となる建築物の範囲の拡大

マンションを含む住宅や小規模建築物等についても、「耐震診断」及び必要に応じた「耐震改修」を行うことが努力義務とされました。

II. 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

① 耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例

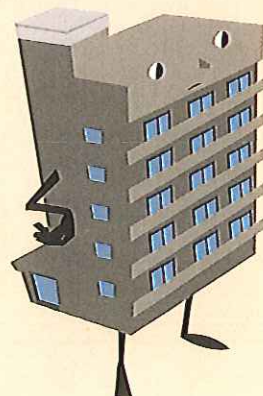
新たな耐震改修工法も認定可能となるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工事を拡大するとともに、増築に係る容積率及び建ぺい率の特例措置が講じられました。

② 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設

所管行政庁から「耐震改修の必要性に係る認定」を受けた区分所有建築物(マンション等)は、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件が区分所有者及び議決権の各3/4以上から各1/2超に緩和されました。

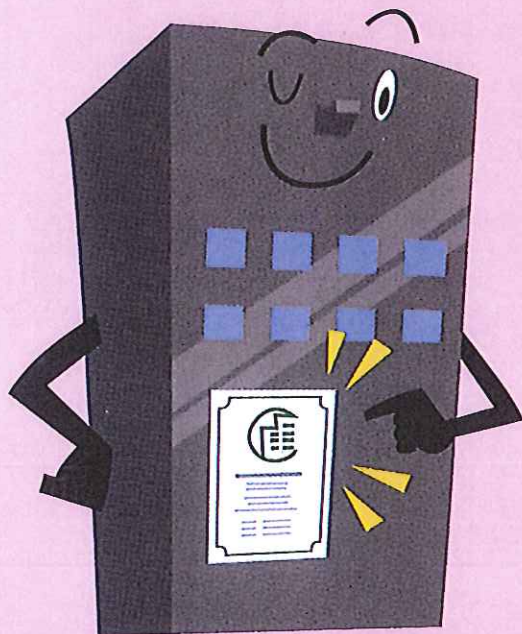
③ 建築物の地震に対する安全性に係る認定制度の創設

耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度が創設されました。



耐震性に係る表示制度

「基準適合認定建築物」マーク



申請

認定

所管行政庁



基準適合認定建築物

この建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項の規定に基づき、耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認められます。

建築物の名称
建築物の位置
認定番号
認定年月日

認定者

*このマークの使用は、建築物の所有者の申請に基づく任意のものです。マークが表示されていない建築物の耐震性が確保されていないというものではありません。

制度の概要

平成25年11月25日の耐震改修促進法の改正により、全ての建築物の所有者は、所有する建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合していることについて認定を受けることができます。

所管行政庁により、地震に対する安全性が確保されていることの認定を受けた建築物の所有者は、所有する建築物に「基準適合認定建築物」マークを表示したり、ホームページや広告等に認定を受けていることを表示することができます。

もし、基準適合認定建築物が基準に適合しなくなったと所管行政庁が認めるときには、認定を取り消されることがあります。また、取り消すかどうかの判断に必要な報告徴収・立ち入り検査が行われる場合があります。

*この制度は、昭和56年6月以降の新耐震基準により建てられた建築物も含め全ての建築物が対象です。

*以前の「耐震診断／耐震改修済建築物」のプレートも引き続き表示できます。

こんな制度も利用して

…災害に強い住宅・建物に改修・移転…

まずは相談
してみたい

●相談窓口

地方公共団体などでは、耐震改修相談窓口を開設し、耐震診断・改修に関する相談に応じています。全国の相談窓口を以下の一般財団法人日本建築防災協会のホームページで公開中です。

(行政) <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/soudan.html>

(団体) <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/advisor.html>

耐震診断を
受けたり、
地震に強い
建物に
改修したい

●補助制度

地方公共団体によっては、戸建て住宅の耐震改修や、耐震改修促進法に基づく認定を受けた、一定の要件を満たす建築物(マンション、オフィス、病院等)の耐震改修費用を補助する制度があります。この場合、国は地方公共団体に対して費用の一部を補助し、地方公共団体の取り組みを支援します。地方公共団体によっては、住宅などの耐震診断費用や耐震改修費用などを補助する独自の制度を設けている場合がありますので、地方公共団体にご相談ください。

●融資制度・税制

耐震改修工事を行う場合、住宅金融支援機構から長期低利の融資を受けることができます。また、住宅の場合、10年間、ローン残高の1%を所得から控除する住宅ローン減税、標準的な工事費用相当額(上限250万円)の10%相当額を所得税から控除したり、固定資産税を一定期間1/2に減額する耐震改修促進税制、中古住宅の購入の際のローン減税制度等があります。なお、建築物の場合、耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられる建築物が耐震改修をした場合に一定の税制措置を受けられる制度があります。

がけ崩れ等の
危険があるため
移転をしたい

●補助制度

がけ崩れ、地すべり、津波、高潮、出水等による危険があるため、地方公共団体が条例で建築を制限している区域にある危険住宅の居住者が安全な場所に移転する場合、危険住宅の除去や、危険住宅に代わる住宅の建設、購入に要する借入金の利子相当額に対して補助を受けることができます。

誰でもできるわが家の耐震診断

— 木造住宅の耐震診断 —

木造住宅の所有者等が、自ら診断することにより、耐震に関する意識の向上・耐震知識の習得ができるように「誰でもできるわが家の耐震診断」が作成されていますので、ご活用ください。

「誰でもできるわが家の耐震診断」は、問診表に答える形式で、一般財団法人日本建築防災協会のホームページに掲載しています。

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/wagaya.html>

◇インターネットでできる「誰でもできるわが家の耐震診断」

「誰でもできるわが家の耐震診断」がインターネットの画面上で行えます。

◇リーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」

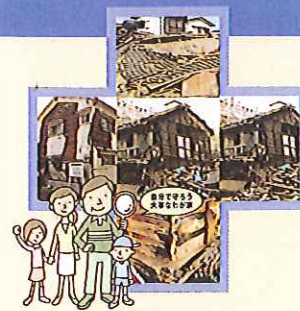
「誰でもできるわが家の耐震診断」のリーフレットは住宅の所有者や居住者がご自分の住んでいる住宅を診断するために使う場合には、ホームページからダウンロード(白黒版)できます。

専門家による耐震診断をお考えの方、診断や工事について業者の営業を受け疑問や不安を感じられている方、その他ご相談のある方はお住まいの市町村または、都道府県の建築行政担当部局にお問い合わせください。

耐震診断問診表の項目

1	建てたのはいつ頃ですか？
2	いままでに大きな災害に見舞われたことはありますか？
3	増築について
4	傷み具合や補修・改修について
5	建物の平面はどのような形ですか？
6	大きな吹き抜けがありますか？
7	1階と2階の壁面が一致しますか？
8	壁の配置はバランスがとれていますか？
9	屋根葺材と壁の多さは？
10	どのような基礎ですか？

誰でもできる わが家の耐震診断



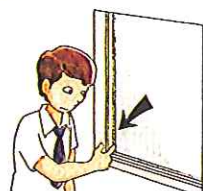
監修 国土交通省住宅局
編纂 一般財団法人日本建築防災協会

窓ガラスの地震対策

窓ガラスは、福岡県西方沖地震(平成17年)のような中規模の地震でも相当の被害が発生し、鋭い破片は室内に居る人や道路を歩いている人を傷つけます。

図のような危険性の高い窓の場合には、網入りガラス、合せガラスに取り替える等の改修をしたり、ガラス面に飛散防止用フィルムを貼るなどの対策をしましょう。

1 硬化パテ止めのはめ殺し窓



パテは古くなると硬化してガラスが固定され、割れやすい。

2 大きなガラスのはめ殺し窓



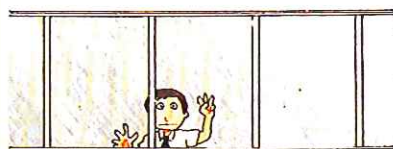
ガラスが大きいほど、割れやすい。

3 隅部がガラス同志のつき合せになっている窓



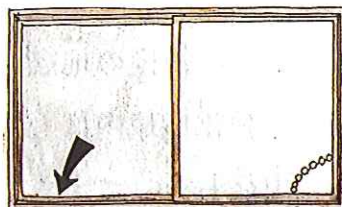
建物のゆれ、ねじれでガラス同志がぶつかり、割れやすい。

4 三連以上の連続した窓



外壁が少なく、建物がゆれると窓の部分の横ずれが大きく、ガラスが割れやすい。

5 古くて腐食した木や鉄製のサッシ



ガラスが外れ落下しやすい。

6 腰壁が低い窓



床が滑りやすいときは、家具調度が発射してガラスを割ります。

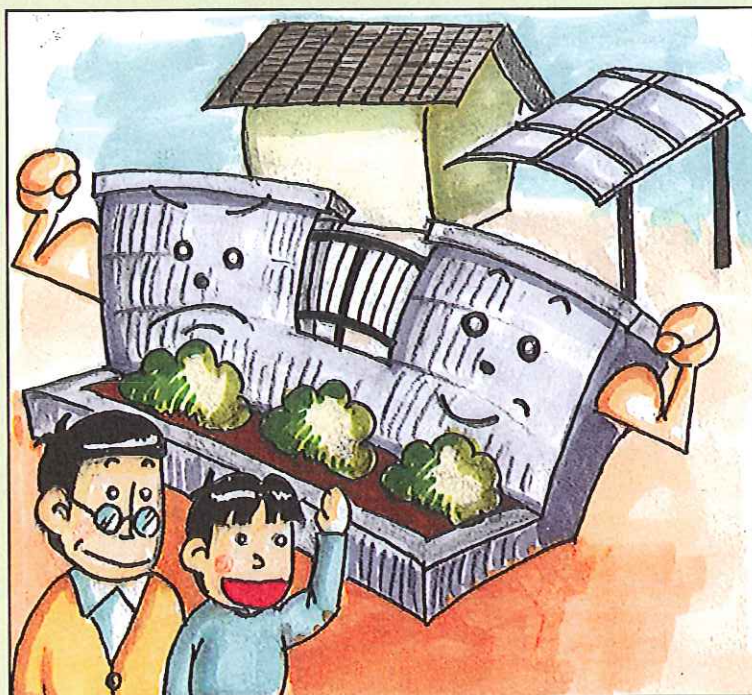
安心なブロック塀をめざしましょう

建築基準法等の規定を満足するブロック塀は、大きな地震にも耐えることができます。しかし、ブロック塀は、厳しい自然環境のもとで、年数とともに老朽化し、ブロックのひび割れや欠け、鉄筋のさび、塀の傾き等が発生します。ブロック塀の維持管理は、所有者・管理者の責任であり、日頃から点検・診断し異常が認められたときには、転倒防止対策や改修を早急に行い、安心な生活空間の構築をめざしましょう。

ブロック塀の診断には、「ブロック塀の診断カルテ」による自己診断、専門知識をもつブロック塀診断士による精密診断があります。ブロック塀の診断に関する情報は、一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会にお問い合わせください。

(ホームページ)

<http://www.jcba-jp.com>



建築の計画から使用まで

建物を建築するには、次のような手続きが必要です。適切に手続きを行い、安全な建築物を建てましょう。



1. 建築確認

建築主は、都道府県や市町村の建築主事又は指定確認検査機関に確認申請書を提出し、建築基準法等に適合していることの確認を受けなければなりません。

(⇒確認済証の交付)

※ 建築確認・検査を建築主事又は指定確認検査機関のいずれかで受けるかは選択できます。

なお、指定確認検査機関は、業務を行う区域などが指定されています。

※ 特定行政庁が指定した特殊建築物等、昇降機や昇降機以外の建築設備について定期調査・検査報告が義務づけられています。(1～4ページ参照)

2. 中間検査

都道府県や市町村が指定した工事の工程に達したときは、建築主事又は指定確認検査機関の検査を受けなければなりません。

(⇒中間検査合格証の交付)

3. 完了検査

工事が完了したときは、都道府県や市町村の建築主事又は指定確認検査機関の検査を受けなければなりません。

(⇒検査済証の交付)

地下室のある建物をお持ちの方・ご利用の方

豪雨の時には地下室は危険です

浸水の危険があるときは

早めに避難し、地下室に入らないようにしましょう



洪水時には、必要な情報をいち早く知り、避難することが大切です。

・市町村が作成する、浸水についてのハザードマップをよく見て、日頃から気をつけましょう。

(国土交通省のホームページ <http://disaportal.gsi.go.jp> にハザードマップの作成状況がのっています。)

・また、浸水のおそれのある地下室等の構造や維持管理方法について解説した「地下空間における浸水対策ガイドライン」や、浸水被害が少なくなる住宅の建て方、対処方法等についてまとめた「家屋の浸水対策マニュアル」も参考にしてください。

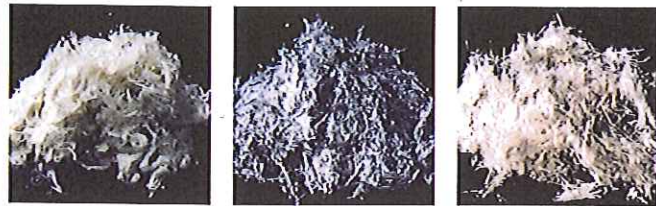
(入手方法については一般財団法人日本建築防災協会にお問い合わせ下さい。ホームページ <http://www.kenchiku-bosai.or.jp>)

建築物のアスベスト対策

現在は、建築物にアスベストの飛散のおそれのある建築材料を使用することは禁止されていますが、過去に建てられた建築物では、吹付け材にアスベストが含まれているものがあり、露出したまま放置しているとアスベストが飛散するおそれがあります。露出した吹付けがされている建築物については、分析調査を実施し、アスベストの飛散のおそれがある場合には、早急に対策工事を行う必要があります。

● アスベストとは？

アスベストは、天然の鉱物で石綿(いしわた)と呼ばれ、熱や摩擦等に強い特性があるので、これまで建築資材としてさまざまな形で使われてきました。現在では原則として、製造も使用も禁止されています。



白石綿
(クリソタイル)

青石綿
(クロシドライト)

茶石綿
(アモサイト)

写真提供:一般社団法人JATI協会

上記のほか、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライトが検出された事案があることが判明しています。

アスベストの繊維は、極めて細く軽いので、空気中に浮遊しやすく、人が吸入しやすいという特徴があります。アスベストを吸入すると肺の中に長期間残留するので、肺がんやアスベスト肺、悪性中皮腫等の原因となるおそれがあります。また、症状が進行するまで病気に気づかないという特徴があります。

● 建築物における吹付けアスベスト等の使用例

● 吹付けアスベストとは？

アスベストにセメント等の結合材を重量で30～40%混入し、水を加え吹付け施工されたものです。



天井断熱材

● アスベスト含有吹付けロックウールとは？

工場で製造された人造鉱物繊維であるロックウールにセメント等の結合材を重量で30～40%混入するほか、アスベストを含んで吹付け施工されたものです。



鉄骨耐火被覆

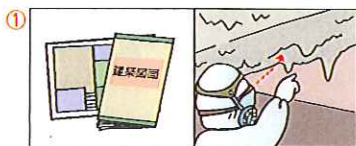
吹付けアスベストは、昭和50年に原則禁止となり、アスベスト含有吹付けロックウールは平成元年までに使用が中止されました。現在では、建築物にアスベストの飛散のおそれのある建築材料を使用することは全面的に禁止されています。平成元年以前に建てられた建物に吹付け材が使用されている場合には、その吹付け材にアスベストが含まれているおそれがあるといわれています。

● まずはアスベストの含有の有無を調査しましょう！

国土交通省において、平成25年7月に、建築及び石綿について中立かつ公正に専門的な調査を行うことができる「建築物石綿含有建材調査者」の制度化がなされました。次の①②などの場面で、同調査者を積極的に活用しましょう。

① 吹付けアスベスト等の発見

露出して施工されている吹付けアスベスト等の有無について、「図面・資料による確認」「目視」等により調査します。



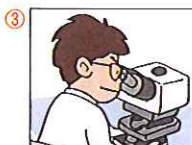
② サンプルング

「アスベストの有無」や「含有率」について不明な場合は、現物をサンプルングし、分析機関に調査を依頼する必要があります。



③ 成分分析

分析機関では、サンプルングした試料の「アスベストの有無」や「含有率」を調べます。



■ 分析機関の紹介

公益財団法人 日本作業環境測定協会ホームページ <http://www.jawe.or.jp/> を参照。

● アスベストの飛散防止のための工事を行いましょう！

① 除去工法

吹付けアスベスト等を下地から取り除く方法。アスベスト含有建材が完全に除去されるので、大地震の際にも剥落するおそれはなく、最も確実に建物を安全にする工法です。



② 封じ込め工法

吹付けアスベスト等の層を残したまま、薬剤等を含浸したり、造膜材を散布し、吹付けアスベスト等を固定することで飛散を防止する工法。

除去工法より安価ですが、建物の取壊し時には、除去工が必要になります。



③ 囲い込み工法

吹付けアスベスト等の層を残したまま板状材料等で覆うことで、飛散や損傷の防止等を図る工法。

除去工法より安価ですが、建物の取壊し時には、除去工が必要になります。



一般財団法人日本建築センター及び一般財団法人ベターリビングでは、安全で確実な処理を行うためのアスベスト除去等の工法・技術の審査・証明事業を行っており、アスベストに関する情報提供を行っています。

● 補助制度

地方公共団体によっては、吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある建築物のアスベストの含有の有無を調べるための調査に要する費用や吹付けアスベスト等の除去、封じ込めまたは囲い込みに要する費用について補助する制度があります。くわしくは、地方公共団体へご相談ください。

平成26年《建築物防災週間》協力

建築物防災推進協議会 中央団体

日本建築行政会議, (一社)日本建設業連合会, (公社)日本建築士会連合会, (一社)日本建築士事務所協会連合会,
(一財)日本建築設備・昇降機センター, (一財)日本建築センター, (公社)ロングライフビル推進協会, (一財)日本建築防災協会

都道府県別 建築物防災週間協力者

●岩手県

(一財)岩手県建築住宅センター

●宮城県

(一財)宮城県建築住宅センター

(一社)東北ブロック昇降機検査協議会

(株)東北建築センター

(一社)宮城県建築士事務所協会

(一社)宮城県建築士会

●秋田県

(一財)秋田県建築住宅センター

秋田県建設技能組合連合会

●福島県

(一財)ふくしま建築住宅センター

●茨城県

(一社)北関東ブロック昇降機等検査協議会

(一社)茨城県建築士会

(社)茨城県建築士事務所協会

(一財)茨城県建築センター

●栃木県

(公財)とちぎ建設技術センター

(一社)栃木県建築士事務所協会

●群馬県

(一社)群馬県建築士事務所協会

●埼玉県

埼玉県電気工事工業組合

(社)埼玉建築士会

(一社)埼玉県建築士事務所協会

(財)埼玉県建築住宅安全協会

●千葉県

(一社)千葉県昇降機等検査協議会

千葉県耐震判定協議会

●東京都

(一社)日本建築学会

コスモコントロール(株)

(一社)繊維補修補強協会

(一社)カーテンウォール・防火開口部協会

(一社)文教施設協会

(一社)石膏ボード工業会

日本建築仕上材工業会

硝子繊維協会

(一社)東京建築士会

ロックウール工業会

(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター

(一社)東京都昇降機安全協議会

防火材料等関係団体協議会

既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会

●神奈川県

(一財)神奈川県建築安全協会

●静岡県

(一社)静岡県建築士事務所協会

(一財)静岡県建築住宅まちづくりセンター

静岡県建築物安全確保支援協会

●山梨県

(一社)山梨県建築士事務所協会

(公社)山梨県建設技術センター

●長野県

長野県建築物防災協会

●新潟県

(一財)にいがた住宅センター

(株)新潟建築確認検査機構

●石川県

(一財)石川県建築住宅センター

●愛知県

(一社)中部ブロック昇降機等検査協議会

愛知県建築開発等行政推進団体協議会

(一財)愛知県建築住宅センター

●三重県

(一社)三重県建築士事務所協会

(一社)三重県建設業協会

●滋賀県

(一財)滋賀県建築住宅センター

●大阪府

(一財)日本建築総合試験所

(一財)大阪建築防災センター

(一社)近畿ブロック昇降機等検査協議会

●兵庫県

(公財)兵庫県住宅建築総合センター

●奈良県

(一財)なら建築住宅センター

●和歌山県

(一財)和歌山県建築住宅防災センター

●島根県

(一財)島根県建築住宅センター

●岡山県

プレハブ建築岡山地区連絡協議会

●広島県

(一社)中国四国ブロック昇降機検査協議会

●高知県

(一社)高知県設備設計事務所協会

●福岡県

(一財)福岡県建築住宅センター

●佐賀県

(公財)佐賀県建設技術支援機構

●長崎県

(一社)長崎県建設業協会

(一財)長崎県住宅・建築総合センター

●熊本県

(一財)熊本県建築住宅センター

●大分県

大分県建築物総合防災推進協議会

●鹿児島県

(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター

●沖縄県

(一社)沖縄県電気管工事業協会

※(財):財団法人 (社):社団法人 (公財):公益財団法人 (公社):公益社団法人 (一財):一般財団法人 (一社):一般社団法人と略記しています

★相談窓口(都道府県の建築担当課にお問い合わせ下さい。)